

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2015-133122

(P2015-133122A)

(43) 公開日 平成27年7月23日(2015.7.23)

(51) Int.Cl.		F I		テーマコード (参考)
G06F 21/44	(2013.01)	G06F 21/44		
G06K 7/10	(2006.01)	G06K 7/10	200	

審査請求 有 請求項の数 7 O L (全 7 頁)

<p>(21) 出願番号 特願2015-18547 (P2015-18547)</p> <p>(22) 出願日 平成27年2月2日 (2015.2.2)</p> <p>(62) 分割の表示 特願2013-542475 (P2013-542475) の分割</p> <p>原出願日 平成23年12月2日 (2011.12.2)</p> <p>(31) 優先権主張番号 10306359.0</p> <p>(32) 優先日 平成22年12月6日 (2010.12.6)</p> <p>(33) 優先権主張国 欧州特許庁 (EP)</p>	<p>(71) 出願人 309014746 ジェムアルト エスアー フランス エフ-92190 ムードン リュ ドゥ ラ ヴェルリー 6</p> <p>(74) 代理人 100086368 弁理士 萩原 誠</p> <p>(72) 発明者 ファブリス ヴェルニユ フランス フュヴォ F-13710 シ ユマン ドゥ メルイユ</p> <p>(72) 発明者 フレデリック ファリア フランス ラ シオタ セデックス F- 13705 BP90 サービスブルベ ジェムアルト エスアー</p>
--	---

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 端末に内蔵された保全素子を個人化する方法

(57) 【要約】 (修正有)

【課題】 第1の端末に含まれる第1の保全素子にサービスを追加して個人化する方法を提供する。

【解決手段】 第1の端末のユーザに第1の保全素子のフォームファクタとは異なるフォームファクタを持った取り外し可能な保全素子を与え、第1の端末内で、又は第1の端末を介して、第1の保全素子と取り外し可能な保全素子とをリンクさせ、第1の保全素子と取り外し可能な保全素子との間における証明書認証と非対称暗号化とにより安全を担保しつつ、取り外し可能な保全素子に内蔵されたデータで第1の保全素子を安全に個人化する。

【選択図】 なし

【特許請求の範囲】

【請求項 1】

第 1 の端末に含まれる第 1 の保全素子にサービスを追加して個人化する方法であって、前記方法は、

- 前記第 1 の端末のユーザに前記第 1 の保全素子のフォームファクタとは異なるフォームファクタを持った取り外し可能な保全素子を与え；
- 前記第 1 の端末内で、又は前記第 1 の端末を介して、前記第 1 の保全素子と前記取り外し可能な保全素子とをリンクさせ、
- 前記第 1 の保全素子と前記取り外し可能な保全素子との間における証明書認証と非対称暗号化とにより安全を担保しつつ、前記取り外し可能な保全素子に内蔵されたデータで前記第 1 の保全素子を安全に個人化する；ことからなる方法。

10

【請求項 2】

前記第 1 の保全素子が、埋設型 U I C C (e - U I C C) である請求項 1 に記載の方法。

【請求項 3】

前記取り外し可能な保全素子が、S I M カードである請求項 1 に記載の方法。

【請求項 4】

前記取り外し可能な保全素子が、ドングルである請求項 1 に記載の方法。

【請求項 5】

前記ドングルが、前記第 1 の保全素子へ転送されるアプリケーション又は認証情報を内蔵している請求項 4 に記載の方法。

20

【請求項 6】

前記第 1 の保全素子と前記取り外し可能な保全素子とのリンクが、前記ドングルが挿入されるコンピュータによって実現される請求項 4 又は 5 に記載の方法。

【請求項 7】

前記取り外し可能な保全素子が、銀行カードである請求項 1 に記載の方法。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、端末に内蔵された保全素子 (s e c u r e e l e m e n t) を個人化する方法に関する。

30

【0002】

電気通信の分野において、保全素子として典型的なのは、S I M アプリケーションが組み込まれた U I C C (汎用集積回路カード) のような素子である。この保全素子は例えば携帯電話などの端末内に、固定されて、又は固定されずに組み込まれている。端末が M 2 M (マシン・ツー・マシン) アプリケーション用の、他の装置と通信する装置である場合もある。

【0003】

U I C C は、スマートカードの形をとりうるが、[特許文献 1] に記載されているパッケージチップや、その他いかなる形をとるものであってもよい。U I C C は、例えば G S M (登録商標) 及び U M T S ネットワークにおける携帯端末内で用いられうる。U I C C は、ネットワーク認証、及びあらゆる種類の個人データの整合性と安全性を保証するものである。

40

【0004】

U I C C は、G S M ネットワークでは主に S I M アプリケーションを内蔵し、U M T S ネットワークでは U S I M アプリケーションを内蔵している。

U I C C にはその他複数のアプリケーションを内蔵させることができる。そうすると 1 つのスマートカードで、G S M 及び U M T S ネットワークの双方にアクセスしたり、また電話帳及びその他のアプリケーションの格納領域を提供したりすることが可能となる。

【0005】

50

また対応の携帯端末では、U S I MアプリケーションでG S Mネットワークにアクセスしたり、S I MアプリケーションでU M T Sネットワークにアクセスしたりすることもできる。

【0006】

L T E（登録商標）など、U M T Sリリース5以降のネットワークでは、I M S（I Pマルチメディアサブシステム）におけるサービスに、新たなアプリケーション、即ちI Pマルチメディアサービスアイデンティティモジュール（I S I M）が必要である。電話帳は別個のアプリケーションであり、いずれの加入者情報モジュールにも属さない。

【0007】

U I C Cは、C D M Aネットワークでは、3 G P P U S I M及びS I Mアプリケーションに加えて、C S I Mアプリケーションを内蔵している。これら3つの特徴を全て含むカードは、リムーバブルユーザアイデンティティカード、即ちR - U I Mと呼ばれる。つまりR - U I Mカードは、C D M A、G S M、U M T Sハンドセットのいずれにも挿入でき、いずれにおいても機能するのである。

【0008】

2 Gネットワークにおいては、S I MカードとS I Mアプリケーションは一体であったため、“S I Mカード”は、この物理的なカード、又はS I Mアプリケーションを有するあらゆる物理的なカードを意味していた。

U I C Cスマートカードは、C P U、R O M、R A M、E E P R O M、及び入出力回路からなる。初期バージョンのスマートカードは、完全にフルサイズ（85 x 54 mm, I S O / I E C 7810 ID - 1）であった。

【0009】

カードの差し込み口が標準化されているので、加入者は自分のワイヤレスアカウントや電話番号を、あるハンドセットから他のハンドセットへ簡単に移すことができる。これによって加入者の電話帳やテキストメッセージも移される。同様に加入者は、通常、自分の既存のハンドセットに新たなキャリアのU I C Cカードを挿入することでキャリアを変更することもできる。しかしこれは、常に可能であるとは限らない。なぜなら、自社の販売する電話にS I Mロックをかけて（例、アメリカにおいてなど）、競合キャリアのカードが使用されないようにしているキャリアもあるからである。

【0010】

E T S IフレームワークとG l o b a l P l a t f o r mのアプリケーション管理フレームワークは統合され、U I C C仕様に一本化された。

U I C Cは3 G P P及びE T S Iによって標準化された。

U I C Cは通常、例えばユーザが自分の携帯端末を変更したいときなどに、携帯端末から取り出すことができる。ユーザは、新たな端末に自分のU I C Cを挿入して、それまで通り自分のアプリケーション、連絡先、認証情報（ネットワークオペレータ）にアクセスすることができる。

【0011】

また、U I C Cを端末専用のものにする目的で、U I C Cを端末内にはんだ付け又は溶接することも周知である。これはM 2 M（マシン・ツー・マシン）アプリケーションにおいて行われている。上記の目的は、S I M又はU S I Mのアプリケーション及びファイルを内蔵するチップ（保全素子）を、端末に内蔵させることによって達成できる。このチップは、例えば端末又は装置のマザーボードにはんだ付けされ、e - U I C Cとなる。

【0012】

また、遠隔端末内にあって、又は装置の奥深くに組み込まれていて、装置と完全に一体化しているわけではないが、元来取り外し用ではないために取り外しが困難なU I C Cにも、本発明を同様に適用することができる。

【0013】

U I C Cの特別なフォームファクタ（例えば非常に小さいので取り扱いが困難であるなど）も、そのU I C Cを、実質的に端末に組み込まれているものと見なす理由になりうる

10

20

30

40

50

。同様のことは、開放が想定されていない装置内にUICCが組み込まれている場合についてもいえる。

【0014】

以下の記載では、UICCと同じアプリケーションを内蔵する、又は内蔵するよう設計されている、溶接されたUICC又はチップを総称して、(取り外し可能なUICC又は取り外し可能な保全素子に対し、)埋設型UICC又は埋設型保全素子と呼ぶ。取り外し困難なUICC又は保全素子もこれに相当する。

【先行技術文献】

【特許文献】

【0015】

【特許文献1】PCT/SE2008/050380

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0016】

本発明は、ある保全素子を、別の保全素子を用いて、発行後(post-issuance)に個人化することに関する。

保全素子を安全に個人化することは、保全素子に関するサービスの工業化及び流通における重大なステップである。

本発明は、このステップを、工場で行なうのではなく、ユーザに自身のニーズに応じて行なわせる、ということを提案する。

【0017】

認証情報のある保全素子から別の保全素子に完全に移植することは、これまでできなかった。今まで移植とは、元の保全素子を、部分的に認証情報を移植してある新たな保全素子に取り替えることを指していた。

本発明は、ある保全素子から別の保全素子へ、認証情報を移植する方法を提案する。

【0018】

本発明は、埋設型UICCへのデータ転送により、エンドユーザが埋設型保全素子(埋設型UICC)の個人化を発行後に行なえるようにすることも目的としている。

例えば埋設型UICCに、銀行アプリケーションなどの新たなアプリケーションを転送することがこれにあたる。

【0019】

埋設型UICCを個人化する場合について、本発明は第1の端末に内蔵された第1の保全素子にサービスを追加して個人化する方法を提案する。この方法は：

- 第1の端末のユーザに第2の保全素子を与え；
- 第1の端末内で、又は第1の端末を介して、第1及び第2の保全素子をリンクさせ；
- 保全素子間における証明書認証と非対称暗号化とにより安全を担保しつつ、第2の保全素子に内蔵されたデータで第1の保全素子を安全に個人化する；

ことからなる。

【0020】

第1の保全素子が第1の端末に内蔵されていて、第1の保全素子に内蔵された認証情報を第2の保全素子に転送する場合において、認証情報の転送方法は：

- 第1の端末内で、又は第1の端末を介して、第1及び第2の保全素子をリンクさせ；
- 保全素子間における証明書認証と非対称暗号化とにより安全を担保しつつ、第1の保全素子から第2の保全素子へ認証情報を安全に転送する；

ことからなる。

【0021】

第1及び第2の保全素子は、取り外し可能なものでも、取り外しできないもの(埋設型UICC)でもよい。

第2の保全素子が取り外し可能な場合、そのフォームファクタには例えばSIMカードや dongle などがある。

10

20

30

40

50

【 0 0 2 2 】

第2の保全素子は、第1の保全素子と無線接続を有する、いわゆる「スマートバッジ」に内蔵されている場合もある。また、携帯端末内に、取り外しできない形で（埋設型UICC、即ちe-UICCとして）内蔵されている場合もありうる。

個人化は、いかなるネットワークにもアクセスできない公共空間でも、エンドユーザなど誰にでも、エンドユーザの家など、どこであっても、いかなる接続の制約もなく行なうことができる。

【 0 0 2 3 】

例えば銀行アプリケーションの認証情報（IMSI、Ki）を、携帯電話などの携帯端末から別の端末に転送することが、この個人化にあたる。

上記の例では、個人化のプロセスは例えば以下ようになる：

- ユーザが、携帯端末などに含まれる第1の保全素子を個人化しようと、自分の銀行又は移動体通信事業者の店舗へ行き、 dongle の形の第2の保全素子を受け取る。

【 0 0 2 4 】

このdongleは、第1の保全素子に転送されるべきアプリケーション又は認証情報を内蔵している。dongleがユーザに郵便で送られることもありうる。

- 家に帰ると、ユーザはこのdongleを自分のコンピュータに挿入し、このコンピュータに自分の携帯電話を接続する。

コンピュータと携帯電話との間の接続は、無線（Wifi又は直通Wifi、Bluetooth（登録商標）、NFC、・・・）でも有線でもよい。

【 0 0 2 5 】

コンピュータ又はdongleに内蔵されたアプリケーションによって、第1の保全素子に書き込まれるべきアプリケーション又は認証情報が、第1の保全素子に転送される。

- アプリケーション又は認証情報は、転送されると、第1の保全素子内で例えば電子バンキングなどに使用できるようになる。

【 0 0 2 6 】

本発明は、例えばPCなどの端末に埋設された保全素子の個人化にも適用できる。第2の保全素子をPCにつなぐだけで、個人化が始まる。

個人化が1対1の通信で行なわれることを確実にするため、証明書認証及び非対称暗号化が用いられる。安全性は（あらゆるフォームファクタの）第2の保全素子と、2つの保全素子間での認証を可能にするPKIスキームの使用とにかかっている。

【 0 0 2 7 】

個人化は、個人化されるべき保全素子の発行後に行なわれる。これは特に、エンドユーザがすでに自分の保全素子、例えば携帯電話内のスマートカード、銀行カード、PC内の保全素子、又はその他あらゆるデバイスでありうる保全素子を、有している場合に都合が良い。

【 0 0 2 8 】

ユーザが認証情報を、新品の保全素子に転送しなければならない/転送したいとき、既存の保全素子から、これに内蔵されている認証情報（MNOへの加入者情報、IMSI、KIを含むSIMアプリケーション全体、電子財布の内容・・・）を、新たな保全素子に転送することができる。

【 0 0 2 9 】

これは実用の場面で安全に行なうことができ、この際ユーザは両方の保全素子を物理的に保持していればよい。

これは、エンドユーザが既存の保全素子に新しくサービスを追加したいときに、このサービスがいかなるサービスプロバイダによるものであっても、適用できる。

エンドユーザは、インターネットに接続したり、店舗へ出向いたりしなくとも、第1の保全素子を個人化できる保全素子入手できる。

【 0 0 3 0 】

本発明は、発行後に個人化された保全素子の更新を可能にする。またこれは、個人化さ

10

20

30

40

50

れた保全素子の更新についても適用できる。

本発明は、工場での個人化にかかるコストを削減し、保全素子の発行後における安全な個人化を可能にするものである。エンドユーザは、保全素子を個人化／更新するために、サービスプロバイダの店舗に出向いたり、インターネットに接続したりする必要はない。さらに安全性は、2つの保全素子による1対1の通信における個人化によって保証される。またこれは、非接続プロセスにより簡潔なものとなっており、ウイルスの脅威にもさらされない。

フロントページの続き

(72)発明者 フランク イムーシャ
フランス オリオール F - 1 3 3 9 0 レ ジピエール - カルティエ ポン ドゥ ジュ